

第 1 税 制

1 平成30年度の税制改正

(年度改正)

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却及び経済再生などの観点から、次のとおり地方税制の改正が行われた。

税目	項目	改正概要	関係条文								
法人の県民税	大規模法人に係る電子申告の義務化	これまで任意であった法人県民税の電子申告について、資本金の額が1億円を超える法人に限り、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から義務化することとした。 (令和2年4月1日施行)	法53	条34							
法人の事業税	大規模法人に係る電子申告の義務化	これまで任意であった法人事業税の電子申告について、資本金の額が1億円を超える法人に限り、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から義務化することとした。 (令和2年4月1日施行)	法72の32	条44の2							
	ガス供給業を行う法人に対する課税標準の見直し	ガス供給業に係る製造・小売(※1)の事業であって、中小規模の法人が行う事業に係る事業税の課税方式を次のとおり変更することとした。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後(※3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金1億円超</td> <td rowspan="2">収入割額(※2)</td> <td>所得割額と外形標準課税額の合算額</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下</td> <td>所得割額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ガス供給業(製造・導管・小売)のうち参入が自由された部門 ※2 所得ではなく収入金額を課税標準とする課税方式 ※3 電気供給業・ガス供給業・保険業を行う法人以外に適用される課税方式に変更するもの (平成30年4月1日施行)</p>	区分	改正前	改正後(※3)	資本金1億円超	収入割額(※2)	所得割額と外形標準課税額の合算額	資本金1億円以下	所得割額	法72の2
区分	改正前	改正後(※3)									
資本金1億円超	収入割額(※2)	所得割額と外形標準課税額の合算額									
資本金1億円以下		所得割額									
不動産取得税	住宅の用に供する土地の取得に係る減額措置の創設	耐震基準に適合しない中古住宅を取得してから半年以内に、耐震基準に適合する改修を実施した場合(※1)は、その敷地の用に供する土地の取得に係る不動産取得税額から一定の額を減額する(※2)こととした。 ※1 土地の取得の前後1年以内に当該中古住宅を取得した場合に限る。 ※2 取得した住宅の床面積の2倍に相当する土地の面積(上限200㎡)分の税額(4万5千円未満の場合は4万5千円)を減額 (平成30年4月1日施行)	法73の24	条55							

1 平成30年度の

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文	
不動産取得税	住宅の用に供する土地の取得に係る特例措置の創設	<p>宅地建物取引業者が築10年以上の中古住宅とその敷地の用に供する土地を取得してから2年以内に、その中古住宅に一定のリフォームを行った上で、その中古住宅と土地を個人に販売した場合は、宅地建物取引業者の当該土地の取得（平成31年3月31日までの取得に限る。）に係る不動産取得税額から一定の額を減額する（※）こととした。</p> <p>※ 取得した住宅の床面積の2倍に相当する土地の面積（上限200㎡）分の税額（4万5千円未満の場合は4万5千円）を減額 （平成30年4月1日施行）</p>	法附104	条附704
	課税標準の特例措置の創設	<p>次の措置を創設することとした。</p> <p>1 一定の低未利用土地（※1）を取得した場合における不動産取得税について、その取得が市町村の活用に関する計画に基づいたものであるときの課税標準の特例措置（※2）</p> <p>※1 取得前10年間に相続以外の所有権の移転、賃借権の設定等がされていない空き家の敷地、空き地等</p> <p>※2 土地の価格の5分の1に相当する額を控除（令和2年3月31日までに取得する場合に限る。） （平成30年7月15日施行）</p>	法附11	条附7
	特例措置の延長	<p>次の措置を延長することとした。</p> <p>1 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率（本則4%）を3%とする特例措置（3年延長）</p> <p>2 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を、土地の価格の2分の1とする特例措置（3年延長）</p> <p>3 宅地建物取引業者等が売却目的で新築した住宅を、当該宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日について、住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置（2年延長）</p> <p>4 住宅用地の取得に係る不動産取得税の減額措置について、土地の取得から住宅新築までの経過年数要件を3年又は4年に緩和する特例措置（2年延長）</p> <p>5 地方税法以外の法律による政策の推進を税制面において支援する特例措置（2年延長） （以上、平成30年4月1日施行）</p>	法附11 法附1102 法附1105 法附1002 法附1002 法附11	条附7 条附7 条附702 条附705 条附603 条附603 条附7

税制改正 (続き)

税目	項目	改正概要	関係条文																			
県たばこ税	税率の引上げ	<p>県たばこ税の税率を、次の表のとおり段階的に引き上げることとした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現 行</th> <th colspan="3">改 正 後 (引 上 げ 幅)</th> </tr> <tr> <th>H30. 10. 1</th> <th>R2. 10. 1</th> <th>R3. 10. 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 たばこ税</td> <td>860円</td> <td>930円 (70円)</td> <td>1,000円 (70円)</td> <td>1,070円 (70円)</td> </tr> <tr> <td>【参考】 たばこ税 全体</td> <td>12,244円</td> <td>13,244円 (1,000円)</td> <td>14,244円 (1,000円)</td> <td>15,244円 (1,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 紙巻たばこ1,000本当たりの税率</p>		現 行	改 正 後 (引 上 げ 幅)			H30. 10. 1	R2. 10. 1	R3. 10. 1	県 たばこ税	860円	930円 (70円)	1,000円 (70円)	1,070円 (70円)	【参考】 たばこ税 全体	12,244円	13,244円 (1,000円)	14,244円 (1,000円)	15,244円 (1,000円)	法7405	条6004
		現 行			改 正 後 (引 上 げ 幅)																	
			H30. 10. 1	R2. 10. 1	R3. 10. 1																	
県 たばこ税	860円	930円 (70円)	1,000円 (70円)	1,070円 (70円)																		
【参考】 たばこ税 全体	12,244円	13,244円 (1,000円)	14,244円 (1,000円)	15,244円 (1,000円)																		
軽減税率の廃止 時期の延期	紙巻きたばこ旧3級品の軽減税率の廃止時期を、平成31年4月1日から令和元年10月1日に延期することとした。	地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附12	岐阜県税条例等の一部を改正する条例(平成27年岐阜県条例第35号)附8																			
加熱式たばこの課税方式の見直し	加熱式たばこの課税方式を新たに設け、これまでの課税方式(パイプたばこの課税方式)から5年間かけて段階的に移行することとした。 (平成30年10月1日及びそれ以降、順次)	法7404	条6003																			
自動車取得税	免税点の特例措置の延長	自動車取得税の免税点を15万円から50万円に引き上げる特例措置の適用期限を、1年6月延長することとした。 (平成30年4月1日施行)	法附12の203	条附12の203																		
	課税標準の特例措置の見直し	車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置を装備した新車のバス等及びトラックを平成31年3月31日までに取得した場合に自動車の取得価額から一定額を控除する課税標準の特例措置について、適用対象に車線逸脱警報装置を装備したバス等及びトラックを加える見直しを行うこととした。 (平成30年4月1日施行)	法附12の204	条附12の204																		
軽油引取税	課税免除の特例措置の延長	軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、適用期限を令和3年3月31日まで延長することとした。 (平成30年4月1日施行)	法附12の207	法附12の204																		

4 税 制

(岐阜県税条例の一部改正)

障害者の社会参加を促進するため、障害の程度が同じ場合は、本人が運転する場合及び生計同一者が運転する場合のいずれも同じ減免が受けられるよう、心身障害者に係る自動車税の減免の対象を次のとおり拡大することとした。

	減免の対象となる自動車の使用形態		改正を行う例規
	改正前	改正後	
精神障害者 (知的障害者を含む。)	生計同一者が運転する場合のみ	本人が運転する場合又は生計同一者が運転する場合	岐阜県税条例

【参考】

重度の身体障害者	本人が運転する場合又は生計同一者が運転する場合		岐阜県税条例 施行規則
	比較的軽度	本人が運転する場合のみ	

(令和元年10月1日施行)

2 平成30年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要
<p>県民税</p>	<p>1 個人 (1) 県内に住所を有する個人 均等割 所得割 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷のある市町村に住所を有しない者 均等割 ○賦課期日 1月1日</p>	<p>1 個人 (1) 均等割 1,500円 ※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)の施行に伴い、標準税率の1,000円に500円が加算されている。(平成26年度～令和5年度) (超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 1,000円 (2) 所得割 100分の4</p>	<p>1 個人 賦課徴収は、市町村が市町村民税と併せて行うため市町村民税の納期に同じ</p>	
	<p>2 法人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 法人税割 (2) 県内に事務所又は事業所を有する公益法人等及び人格のない社団等 ・収益事業を行う場合 均等割 法人税割 ・収益事業を行わない場合 均等割 (一部非課税) (3) 県内に寮等のみを有する法人等 均等割</p>	<p>2 法人 (1) 均等割 ・公共法人^{※1}及び公益法人等^{※2}のうち、均等割を課することができないもの以外のもの^{※3} ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ・資本金等の額を有しない法人 ・資本金等の額が1千万円以下である法人 年 20,000円 ・資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人 年 50,000円 ・資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 年 130,000円 ・資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 年 540,000円 ・資本金等の額が50億円を超える法人 年 800,000円 ※1 法人税法別表第1に規定するものをいう。 ※2 地方税法第24条第5項に規定するものをいう。 ※3 法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。 (超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 上記の区分に応じて年額2,000円～80,000円 (均等割額の10%相当額) (2) 法人税割 法人税額の100分の3.2 (超過課税) 資本(出資)金の額が1億円超のもの又は課税標準となる法人税額が年1,000万円超(平成8.1.31以前に決算期の到来する法人については400万円超)のものは、法人税額の100分の4</p>	<p>2 法人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内</p>	

準、税率、納期一覧

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
	3 利子割 県内に所在する金融機関等から支払いを受けるべき利子等の額	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額の100分の5	3 利子割 申告納入 毎月分を翌月10日まで	
	4 配当割 一定の上場株式等の配当等の額	4 配当割 特定配当等の額の100分の5	4 配当割 申告納入 毎月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内の配当等は翌年1月10日)	
	5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における特定株式等譲渡所得金額	5 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額の100分の5	5 株式等譲渡所得割 申告納入 1年分を翌年1月10日まで	
事業税	1 個人 平成29年中における事業の所得及び平成29年1月1日から事業廃止の日までの事業の所得 ○事業主控除額 年 290万円 ○事業専従者控除額 青色 給与として支給した額 白色 次のいずれか低い額 ・配偶者 86万円 その他 50万円 ・事業専従者控除前の事業所得÷(事業専従者数+1)	1 個人 (1) 第1種事業 課税所得金額の100分の5 (2) 第2種事業 課税所得金額の100分の4 (3) 第3種事業 ((4)に掲げるものを除く。) 課税所得金額の100分の5 (4) 第3種事業のうちあん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 課税所得金額の100分の3	1 個人 普通徴収 1期 8月1日～8月31日 2期 11月1日～11月30日 ただし、事業を廃止した場合は知事の定める日	
	2 法人 (1) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額 (2) その他の事業 各事業年度の付加価値額、資本金等の額若しくは所得又は各事業年度の清算所得 ^{※1} (医療法人が行う社会保険診療に係るものは除外。)	2 法人 (1) 収入金課税法人 収入金額の100分の0.9 (2) 所得課税法人 ア 特別法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.4 年400万円を超える金額及び 清算所得 ^{※1} 100分の4.6 イ 上記以外で資本金又は出資金の額が1億円を超える法人 付加価値額の100分の1.2 資本金等の額の100分の0.5	2 法人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内	

2 平成30年度課税標

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
	<p>※1 平成22年9月30日以前に解散した法人に限る。</p>	<p>所得のうち 年400万円以下の金額 100分の0.3 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の0.5 年800万円を超える金額及び清算所得^{※1} 100分の0.7 ウ その他の法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.4 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の5.1 年800万円を超える金額及び清算所得^{※1} 100分の6.7 ただし、(2)のうち3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う資本金又は出資金の額が1000万円以上の法人については、所得・清算所得ともに、特別法人にあつては100分の4.6、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人にあつては100分の0.7、その他の法人にあつては100分の6.7 ●平成20年10月1日以後に開始する事業年度（清算予納申告、残余財産分配予納申告及び清算確定申告にあつては、同日以後に解散した場合に限る。）から適用</p>		
(参考) 地方法人特別税 (国税)	法人 (1) 法人事業税所得割 (2) 法人事業税収入割	法人 (1) 法人事業税所得課税法人 ア 外形標準課税法人 法人事業税所得割の100分の414.2 イ その他の所得課税法人 法人事業税所得割の100分の43.2 (2) 法人事業税収入金課税法人 法人事業税収入割の100分の43.2 ●平成20年10月1日以後に開始する事業年度（清算予納申告、残余財産分配予納申告及び清算確定申告にあつては、同日以後に解散した場合に限る。）から適用	法人事業税の納付と併せて行う。	

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要																				
不動産 取得税	<p>取得時の不動産の価格</p> <p>○新築特例適用住宅取得特例控除 延床面積が50㎡以上240㎡以下（一戸建以外の貸家住宅は40㎡以上240㎡以下）の住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除（当該住宅が認定長期優良住宅である場合は、1戸につき1,300万円を価格から控除（平成21年6月4日から令和2年3月31日までの取得に限る））</p> <p>○既存住宅取得特例控除 既存住宅で一定の要件に該当するものについて以下の額を価格から控除</p> <table border="1" data-bbox="292 987 568 1305"> <thead> <tr> <th>新築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭51. 1. 1～</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭56. 6. 30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭56. 7. 1～</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭60. 6. 30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭60. 7. 1～</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>平元. 3. 31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平元. 4. 1～</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平 9. 3. 31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平 9. 4. 1～</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○免税点 土地の取得 10万円未満 家屋の取得（1戸について） 建築分 23万円未満 承継分 12万円未満</p>	新築年月日	控除額	昭51. 1. 1～	350万円	昭56. 6. 30		昭56. 7. 1～	420万円	昭60. 6. 30		昭60. 7. 1～	450万円	平元. 3. 31		平元. 4. 1～	1,000万円	平 9. 3. 31		平 9. 4. 1～	1,200万円	<p>課税標準額の100分の4</p> <p>ただし、平成15年4月1日から令和3年3月31日までの間の土地及び住宅の取得については100分の3、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の住宅以外の家屋については100分の3.5、平成20年4月1日以降の住宅以外の家屋については100分の4</p> <p>○土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に一定の住宅を新築し、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に一定の住宅を新築していた場合は、当該土地の取得に対して課する税額から150万円あるいは土地1㎡当たりの価格に住宅の床面積の2倍（200㎡が限度）を乗じた金額のいずれか多い額に税率を乗じて得た額を減額</p>	<p>普通徴収 知事の定める日</p>	
新築年月日	控除額																							
昭51. 1. 1～	350万円																							
昭56. 6. 30																								
昭56. 7. 1～	420万円																							
昭60. 6. 30																								
昭60. 7. 1～	450万円																							
平元. 3. 31																								
平元. 4. 1～	1,000万円																							
平 9. 3. 31																								
平 9. 4. 1～	1,200万円																							

2 平成30年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要																
自動車 取得税	自動車の取得価額 免税点 50万円以下	軽自動車及び営業用自動車 100分の2 自家用自動車 100分の3 ※ 電気自動車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車、最新自動車排出ガス規制適合車など一定の低公害車及び低燃費車（最新排出ガス規制値及び燃費基準より、一定以上性能が良い自動車に限る）については非課税や軽減措置を適用。 一定の条件を満たすバリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車（ASV）について、軽減措置を適用。	申告納付 自動車の新規登録・移転登録の日																	
県たば こ税	卸売販売業者等が県内に所在する営業所を有する小売販売業者又は消費者等に対して売渡し等をした製造たばこの本数	1,000本につき860円 (旧3級品の紙巻きたばこについては、1,000本につき481円)	申告納付 毎月分を翌月末日まで																	
ゴルフ 場利用 税	ゴルフ場の利用に対する利用の日ごとの定額	1人1日につき <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税 率</th> <th>区分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1,100円</td> <td>4級</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>950円</td> <td>5級</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>800円</td> <td>6級</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table> 等級の基準…ホール数、利用料金	区分	税 率	区分	税 率	1級	1,100円	4級	650円	2級	950円	5級	500円	3級	800円	6級	350円	申告納入 毎月分を翌月15日まで	
区分	税 率	区分	税 率																	
1級	1,100円	4級	650円																	
2級	950円	5級	500円																	
3級	800円	6級	350円																	
地方消 費税	(1) 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額 (2) 貨物割 外国貨物に係る消費税額	消費税額の63分の17 (消費税率換算1.7%)	賦課徴収は、(譲渡割については当分の間) 国において、消費税の例により、併せて行うため消費税の納期に同じ																	

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
軽油引取税	<p>1 特約業者又は元売業者から現実の軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く）を行った場合の引取数量</p> <p>2 特約業者又は元売業者が軽油又は揮発油以外の炭化水素油（燃料炭化水素油）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>3 特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>4 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（道路において運行の用に供するため消費した場合に限る）の消費数量</p> <p>5 特別徴収義務者が特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有している場合の所有数量</p> <p>6 特約業者、元売業者が自ら軽油を消費する場合の消費数量</p> <p>7 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を製造して自ら消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>8 免税軽油使用者が免税軽油を用途外に消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>9 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を輸入した場合の輸入数量</p>	<p>1 キロリットルにつき</p> <p>32,100円</p>	<p>1 申告納入</p> <p>毎月分を翌月末日まで</p> <p>〔左記課税標準等の1〕に該当する場合</p> <p>2 申告納付</p> <p>(1) 毎月分を翌月末日まで</p> <p>〔左記課税標準等の2〕～7に該当する場合</p> <p>(2) 当該軽油の消費又は譲渡をした日から30日以内</p> <p>〔左記課税標準等の8〕に該当する場合</p> <p>(3) 当該軽油の輸入の時まで</p> <p>〔左記課税標準等の9〕に該当する場合</p>	

2 平成30年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要	
自動車 税	自動車 ○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものは、その発生した月の翌月から、月割をもって課する。	通常税率 以下表（主な区分）のとおり。 （グリーン化税制対象車の場合） ○軽課対象車 ・・通常税率より約75%又は約50%軽減 ○重課対象車 ・・通常税率より約15%又は約10%重課	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日。		
	(単位：百円)				
自動車 の 区 分 (主な区分)					
乗 用 車	総排気量	1t以下	295	75	
	"	1t超 1.5t以下	345	85	
	"	1.5t" 2t"	395	95	
	"	2t" 2.5t"	450	138	
	"	2.5t" 3t"	510	157	
	"	3t" 3.5t"	580	179	
	"	3.5t" 4t"	665	205	
	"	4t" 4.5t"	765	236	
	"	4.5t" 6t"	880	272	
	"	6t"	1,110	407	
	貨 客 兼 用 車	最大積載量	1t以下	132	102
		"	1t超 1.5t以下	143	112
"		1.5t超	160	128	
1t超		1t以下	167	127	
2t以下		1t超 1.5t以下	178	137	
"		1.5t超	195	153	
ト ラ ク 	最大積載量	1t以下	80	65	
	"	1t超 2t以下	115	90	
	"	2t" 3t"	160	120	
	"	3t" 4t"	205	150	
	"	4t" 5t"	255	185	
	"	5t" 6t"	300	220	
	"	6t" 7t"	350	255	
	"	7t" 8t"	405	295	
けん 引 車	けん引車	小型車に属するもの	63	47	
	"	普通車 "	102	75	
	被けん引車	小型車 "	206	151	
	"	普通車に属する最大積載量8t以下	53	39	
	"	普通車に属する最大積載量8t超 1t増すごとに右の金額を加算した額	102	75	
	"	乗車定員 30人以下	51	38	
バ ス	一般乗用	" 30人超40人以下		120	
	"	" 40人" 50人"		145	
	"	" 50人" 60人"		175	
	"	" 60人" 70人"		200	
	"	" 70人" 80人"		225	
	"	" 80人超		255	
	その他	" 30人以下	330	265	
	"	" 30人超40人以下	410	320	
	"	" 40人" 50人"	490	380	
	"	" 50人" 60人"	570	440	
	"	" 60人" 70人"	655	505	
	"	" 70人" 80人"	740	570	
三 輪	小型自動車		830	640	
	けん引車・被けん引車		60	45	
固定 資産税	大規模償却資産の価格のうち、市町村の課税限度額を超える部分の価格 (賦課期日) 1月1日	課税標準額の100分の1.4	普通徴収 1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年2月1日～2月末日		

(注) ローターエンジンを搭載する乗用車については、単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じた数値を総排気量とみなす。

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要																										
鉱区税	<p>鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積</p> <p>○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものはその発生した月の翌月から、月割をもって課する。</p>	<p>1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区（面積100アールごとに年額） 試掘鉱区 200円 採掘鉱区 400円 （石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区については上記の3分の2の税率）</p> <p>2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区（面積100アールごとに年額） 河床（延長1,000メートルごとに年額） 600円 非河床（面積100アールごとに年額） 200円 100アール未満又は1000メートル未満の端数は100アール又は1000メートルとみなす</p>	<p>普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日</p>																											
狩猟税	<p>狩猟者の登録</p> <p>○賦課期日 狩猟者の登録を受けた日</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)</td> <td>①都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">網猟免許 わな猟免許</td> <td>④都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑥④に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））</td> <td></td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の1 2. 1の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の3 3. 対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従業者に係る登録を受ける者…課税免除 4. 鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲に従事した者に係る登録を受ける者…通常の税率の2分の1</p>	区分		税率	第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円	③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	11,000円	上記に該当しない人	16,500円	網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)	5,500円	⑥④に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	5,500円	上記に該当しない人	8,200円	第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））		5,500円		
区分		税率																												
第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円																												
	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円																												
	③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	11,000円																											
		上記に該当しない人	16,500円																											
網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円																												
	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)	5,500円																												
	⑥④に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	5,500円																											
		上記に該当しない人	8,200円																											
第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））		5,500円																												

2 平成30年度課税標準、税率、納期一覧(続き)

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	○乗車定員が30人以上の自動車を運転する者 ・観光バス 1回につき 3,000円 ・一般乗合用バス 1回につき 2,000円 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車を運転する者 1回につき 1,500円 ○乗車定員が10人以下である自動車等を運転する者 1回につき 300円	申告納入又は申告納付 いずれの場合も毎月分を翌月末日まで	

